

一般社団法人日本C Pサッカー協会旅費規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人日本C Pサッカー協会（以下、「本法人」という）の役員、各事業部スタッフ、監督、コーチ等に対する旅費の支払いに関し必要な事項を定めるものとする。

(旅費の支払い)

第2条 本法人の理事・監事、各事業部スタッフ、監督及びコーチ等が本法人主催、共催の各種事業等に出席するため旅行した場合には、当該役員等に対し、旅費を支払う。

2. 役員等以外の者が本法人の依頼に応じ、本法人主催の各種事業等の講師等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支払う。

(旅費の種類)

第3条 旅費とは、交通費、日当、宿泊費であり、全て経済的に安価な順路を利用することとする。

(支給額)

第4条 交通費は、列車、バス、船舶、航空機、車等を利用した旅行について、その順路に応じ、実費を支給する。

2. 日当は、旅行中の日数に応じ支給し、一日、3,000円以内とする。

3. 宿泊費は、宿泊施設を利用した旅行については、下表に定める宿泊料を限度とし宿泊日数に応じて実費を支給する。ただし、本法人が一括して宿泊契約を結ぶ場合の宿泊費は、本法人が一括して宿泊施設に支払い、旅行者には支払わない。

区 分	宿泊費(1泊)
役員、各事業部スタッフ、監督、コーチ	上限 14,000円
本法人が依頼した講師等	上限 14,000円
その他	上限 12,000円

4. 車等を利用する場合は、公共交通機関の利用が困難な場合で、その利用がやむを得ない理由が確認出来る場合や荷物等の運搬を伴う場合で、運送費用等を加味した結果安価となる場合に限る。交通費は下記の表のとおり定額とする。また、道路通行料金・駐車場代については、定額に含めず現に支払った額とする。車等利用の際は、移動区間及びその証拠書類と合わせて任意の理由書を提出すること。自家用車等の利用に関しては、本法人が認めたものに限る。

科 目	自家用車等
旅費／交通費	37円／Km上限 ※ガソリン代含む
	道路通行料金・駐車代 ※現に支払った額

5. 上記を基準として、執行については、予算額及び事業内容等を勘案し決定する。

附 則

この規程は、平成28_年4月1日から施行する。

改正 平成28年10月28日

改正 令和元年 6 月26日